

下関市臨海部公共残土処理場における建設発生土の処分に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共残土処理場(以下「処理場」という。)において、本市の公共工事により発生した土砂(以下「建設発生土」という。)を搬入する者と、本市との間における、処理場を利用した建設発生土の処分に関する契約事項を規定することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 処理場の名称及び位置は、別表1に定めるとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 処理場の管理及び運営は、市長が行う。

(管理業務の委託)

第4条 市長は、必要に応じ処理場の管理業務を委託するものとする。

(利用者の資格)

第5条 処理場を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 下関市が発注する工事を受注した者
- (2) その他市長が特に認める者

(受入可能日)

第6条 処理場に建設発生土を受け入れることのできる日は、次に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に定める日を除く。)

(受入可能時間)

第7条 処理場に建設発生土を受け入れることができる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(処理場の利用制限)

第8条 市長は、次に掲げる場合は、処理場の利用を中止させ、又は中断させることができる。

- (1) 長州出島大橋の通行制限が行われた場合
- (2) 台風、豪雨、地震等により処理場内に危険が生じた場合又は生じると予測される場

合

(3) その他処理場内に危険が生じた場合又は生じると予測される場合

2 利用者は、前項の規定による市長の中止又は中断の命令を受ける前においても、前項第2号又は第3号に該当すると認められる場合は、処理場の利用を中止し、又は中断しなければならない。

(利用契約の成立)

第9条 利用者は、処理場を利用しようとする場合は、あらかじめ残土処分受入申込書(様式第1号)を提出し、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込があった場合において、処理場の利用を承諾したときは、残土処分受入承諾書(様式第2号)を利用者に交付するものとする。

3 市長は、処理場の適正な管理を行うため必要がある場合は、前項の承諾に条件を付することができる。

4 第2項の規定による残土処分受入承諾書の交付があったときは、当該申込みをした利用者と市長との間において、この要綱の規定及び前項の規定により付された条件に基づく処理場の利用に関する契約が成立したものとみなす。

5 前各項の規定は、利用者が、第2項の規定による承諾を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

(利用契約の取消し)

第10条 市長は、利用者による処理場の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により成立したものとみなす処理場の利用に関する契約(以下「利用契約」という。)を取消し、又は利用を中止させることができる。

(1) この要綱若しくはこの要綱に基づく条件又は市長の指示等に違反する場合

(2) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのある場合

(3) 処理場の施設、付属設備、器具その他工作物を毀損する恐れのある場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる場合

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特にその利用を不相当と認める場合

(遵守事項)

第11条 利用者は、処理場の利用に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建設発生土の搬入を開始するときは、事前に市長又は第4条の規定により市長から管理業務の委託を受けた者に連絡しなければならない。

(2) 建設発生土の搬入時及び搬入後には、処理場の周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、及び事故等の防止に努めなければならない。

(3) 搬入した建設発生土に建設発生土以外の物が混入されていた場合は、当該混入されていた物を利用者の責任において撤去しなければならない。

(受入基準)

第12条 処理場に受け入れる建設発生土は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土
 - (2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第1条に規定する基準を満足するもの
 - (3) 建設発生土の設計数量が500m³以上である工事の建設発生土
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に該当する建設発生土で、港湾局が設計し、及び監督する工事から発生するものは、処理場に受け入れる。

(土砂処分料の算定)

第13条 建設発生土を処理場に搬入するに当たって利用者が市長に支払うべき代金（以下「土砂処分料」という。）の額は、別表第1に定める搬入する建設発生土1立方メートル当たりの単価に次条第1項に定める土砂処分量を乗じた額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき課せられる消費税等の額をいう。）を加えて得た金額とする。

(土砂処分量への換算)

第14条 市長は、処理場に搬入する建設発生土を車両の台数で管理し、搬入した車両台数に別表2に掲げる換算値を乗じて得た数量を搬入する建設発生土の土砂処分量とする。

2 前項の規定により得た数量に1立方メートルに満たない端数があるときは、当該端数は、1立方メートルとみなす。

(土砂処分料の減額)

第15条 市長は、特別の事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、土砂処分料を減額することができる。

(委託に係る届出)

第16条 利用者は、処理場への建設発生土の搬入業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 利用者は、処理場への建設発生土の搬入業務を第三者に委託したときは、自らの責任において、受託した者が行う当該業務に関し、適正な指導及び監督をしなければならない。

(土砂処分料の支払)

第17条 利用者は、処理場への建設発生土の搬入が完了したときは、その旨を速やかに

市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受け、建設発生土の搬入完了を確認したときは、市の発行する納付書により土砂処分料の支払を請求するものとする。
- 3 利用者は、前項の規定による請求を受けたときは、市長の示す支払期限日までに、当該土砂処分料の支払を行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第18条 利用者は、処理場に建設発生土以外の物を搬入してはならない。

- 2 利用者は、第16条第1項の規定により搬入業務を委託する場合を除き、利用契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、第10条の規定により利用契約を取り消されたとき、又は期間を定めて利用の全部若しくは一部の中止を命ぜられたときは、遅滞なく、利用者の負担によって、当該利用者による建設発生土の搬入によって変更が加えられた処理場の状況を、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 利用者は、故意又は過失により処理場及び処理場に建設発生土を搬入するために使用する港湾施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、原状に復する額に相当する金額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、処理場の利用等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 1 3 条関係)

処理場の名称	処理場の位置	1 m ³ 当たりの単価
下関港新港地区公共残土処理場	下関市長州出島 1 5 番	2, 2 0 0 円

別表 2 (第 1 4 条関係)

車両区分	換算値 (m ³ /台)
10 トン車	5. 5 m ³
8 トン車	4. 4 m ³
6 トン車	3. 3 m ³
4 トン車	2. 2 m ³
2 トン車	1. 1 m ³